# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

岡山県勝央町長

### 公表日

令和5年4月19日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	*住氏基本百帳法(以下) 社会法」という。川本つさ、住民の転入、転田、転店、田生、死し寺の乗期、住民票の写しや証明書等の交付・通知書の出力等を行う。また、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)に本人確認情報を提供する。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行っている。 ①本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付②転入届・転居届・転出届・世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③本人確認情報等の住基ネットへの通知 ④個人番号の通知及び個人カードの交付 ⑤個人番号の通知及び個人カードの交付 ⑤個人番号カード等を用いた本人確認 ・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行
③システムの名称	住民基本台帳システム 、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政システム、中間サーバー、サー ビス検索・電子申請機能、申請管理システム

#### 2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

0	100	32 D 45 Til	
	161	人番号の利	
ວ. 1		く田 ラッカリ	782

法令上の根拠

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

第7条(指定及び通知)

・第16条(本人確認の措置)

・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

(平成25年5月31日法律第28号施行時点)

・第5条(住民基本台帳の備付け)

・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項)

第8条(住民票の記載等)

・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)

・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

・第30条の10

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第30条の12

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

く選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれ る項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, ②法令上の根拠 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85Ø2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし

。 ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 税務住民部 ②所属長の役職名 税務住民部参事

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 税務住民部 岡山県勝田郡勝央町勝間田201 Tel0868-38-3116

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

総務部 岡山県勝田郡勝央町勝間田201 Tel0868-38-3111 連絡先

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
1. 刈家人					2 See 10 0± 5		
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	]4年8月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年8月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>施機関については、それぞれ</b> 重	点項目評価書又は全	≧項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を関	余く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]#	接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

#### 変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	表紙/評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙/公表日	平成27年5月26日	令和1年6月25日	事後	
		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18, 20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42, 48,33,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77, 80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103, 105,106,108,111,112,113,114,116,119の項)	事前	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月22日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月20日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策	_	(新規追加項目)	事後	様式の変更によるもの
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1.2.3.4.6.8.9.11.16.18. 20.21.23.7.30.31.34.35.37.38.39.40.42. 48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77. 80.84.8502.89.91.92.94.96.101.102.103. 105.106.108.111.112.113.114.116.119の項)	制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報)に「住民票関係情報)、2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,8502,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項)	事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日		
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日		
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の 受領を行う。サービス検索・電子申請機能による申請の 受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは申請管理システムに取り込む。	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政システム 中間サーバー	総合行政システム 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
					1

胡			